

北海道選挙管理委員会告示第144号

平成18年北海道選挙管理委員会告示第126号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年5月24日

北海道選挙管理委員会委員長 水城 義幸

「 奈井江町老人保健施設健寿苑	同	奈井江町字奈井江12番地 9	昭63. 11. 18	
奈井江町立国民健康保険病院	同	字奈井江12番地	昭57. 12. 8	」を
「 奈井江町立国民健康保険病院	同	奈井江町字奈井江12番地	昭57. 12. 8	
社会福祉法人日本介護事業団介護老人保健施設健寿苑	同	字奈井江12番地 9	平30. 5. 24	」に、
「 奈井江町老人総合福祉施設やすらぎの家	同	奈井江町字奈井江町161番地 1	平8. 9. 18	」を
「 社会福祉法人日本介護事業団特別養護老人ホームやすらぎの家	同	奈井江町字奈井江町161番地 1	平30. 5. 24	」に改める。